

小矢部市公共施設使用料の適正化に関する基本方針（概要）

1 目的

本市では、第3次行財政改革実施計画において「受益者負担の適正化」を取組項目として掲げ、概ね3年おきに使用料を見直すこととしており、平成30年度には、スポーツ施設を中心に見直しを行ったところであります。今年度は、前回の見直しから3年以上経過していること、また、現行の受益者負担率が低い状況であることから、見直しを行う予定としています。

このため、公共施設使用料の適正化にあたっては、算定方法の明確化や、受益者負担と公費負担の公平性などを図ることを目的とするものです。

2 基本的な考え方

(1) 算定方法の明確化

統一的な考え方に基づき、使用料の算定基礎となる対象費用及び算出方法を明確にします。

(2) 受益者負担と公費負担の公平性

公共施設の管理運営に要する費用は、施設利用者が納める施設利用料（受益者負担）と市民が納める税金（公費負担）で賄われています。受益者負担と公費負担の割合については、公共施設の設置目的やその性質に応じて、適正な負担割合を定めて、使用料を算出します。

(3) 管理運営費用削減に向けた創意工夫

管理運営に要する費用は使用料の算定基礎となるため、創意工夫により管理運営方法や費用の見直しを行います。

(4) 減免の考え方の明確化

減免措置は受益者負担の原則の例外措置であり、その適用については真に必要な場合に限り、減免基準を明確にして運用することが必要であり、減免規定の統一化を図ります。

(5) 定期的な見直し

基本方針については、概ね3年毎に見直しを行います。ただし、社会経済状況や市民ニーズなど、市を取り巻く環境が大きく変化した場合には、必要に応じて、随時見直しを行います。

3 使用料の見直し

(1) 見直しの対象範囲

次に掲げる場合を除き、原則、全ての公共施設において使用料の見直しを実施します。

- ①法令等により使用料を徴収することができないもの（図書館、学校）
- ②法令等により算定方法が定められているもの（保育所入所者負担金、公営住宅使用料）
- ③特別会計・公営企業会計における独立採算を前提としているもの
- ④その他、この基本方針に基づき算定することが適当でないと認められるもの

(2) 使用料の算定方法

使用料は、次の算定式を基本として算出します。

$$\text{使用料} = \text{料金原価} \times \text{受益者負担率} \times \text{利用実態に応じた補正率（稼働率）}$$

(3) 料金原価の算定基礎

料金原価の算定基礎となる費用は、表のとおりとし、過去3年間の平均とします。

| 項目 | 内容 |
|-------|---|
| 人件費 | 施設の維持管理や運営に係る職員の人件費 【市直営施設】 ・一般会計の全一般職員の平均人件費に、その業務に携わる職員数（当該業務に係る業務割合を加味する。）を乗じて算出した額 【指定管理施設】 ・指定管理業務に係る人件費 |
| 維持管理費 | 臨時職員の賃金、光熱水費、修繕料、委託料、賃料、備品購入費等 |

なお、次に掲げる費用については、料金原価の算定基礎には含めない。

- ・減価償却費、大規模な改修費（概ね50万円以上）、用地取得費、臨時的な経費

(4) 受益者負担率

公共施設の設置目的やその性質に応じて、次の2つの視点をもとに、受益者負担率と公費負担率との適正な負担割合を定めます。

- ①必需性：市民が日常生活を営む上で欠かせない施設か。
- ②市場性：民間事業者によるサービス提供が可能な施設か。

| | | | | |
|----------------------------|-----------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ②市場性 （可能性） （民間による提供） | （可能） 高 | 受益者負担率:50% 公費負担率 :50% | 受益者負担率:75% 公費負担率 :25% | 受益者負担率:100% 公費負担率 :0% |
| | 中 | 受益者負担率:25% 公費負担率 :75% | 受益者負担率:50% 公費負担率 :50% | 受益者負担率:75% 公費負担率 :25% |
| | （可能） 低 | 受益者負担率:0% 公費負担率 :100% | 受益者負担率:25% 公費負担率 :75% | 受益者負担率:50% 公費負担率 :50% |
| | | 高(必要) | 中 | 低(不要) |
| ①必需性(市民が日常生活を営む上での必要性) | | | | |

⇒ 受益者負担率50%を基本とします。

ただし、商業、観光等の要素が強く、民間事業者が設置運営する施設については、その程度により、受益者負担率を75%、100%とします。

(5) 利用実態に応じた補正率

(4)に示す受益者負担率だけでは適正な負担割合を捕捉できないことがあるため、必要に応じて、利用実態に応じた補正率を設定します。

4 激変緩和措置の設定

本方針に基づき算出した使用料が現行の使用料を大幅に上回る場合は、施設利用者への過度な負担とならないようにするため、激変緩和措置として「現行使用料金の概ね1.5倍(※)」を上限とします。

なお、商業、観光等の施設のうち、市外からの交流人口増に繋がり、かつ、不特定多数が同時に利用する施設については、上記算定方法によらず、近隣の類似施設を参考に設定します。

※激変緩和措置の算定にあたっては、現行使用料金を1.5倍した額について、10円未満を四捨五入することから、1.5倍を上回る場合があります。